

小松市立荒屋小学校 いじめ防止基本方針（平成28年3月改訂）

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ問題対策チームの構成員と対策チームの役割

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ問題対策チームを設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認などを行う。必要に応じていじめ問題対策委員会を開催する。構成員は事案の内容によって校長が決定する。

〈校内構成員〉 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、その他関係職員

〈校外構成員〉 教育委員会指導主事、小松市生徒指導アドバイザー（SSW）、児童相談所
その他関係機関の助言者等

4 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さないという確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めな

なければならない。そのため、教職員の資質向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるような啓発を行う。

5 いじめ未然防止の取り組み

いじめを防止するには、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に未然防止の取り組みを行う事が最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、互いに認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) わかる授業づくり

- ・既習と未習に目をつけたメリハリのある単元計画と授業の組み立て
- ・友達の考えを活かした話し合いの場の設定
- ・既習をもとに課題を解決するツールの習得

(2) 学習規律の徹底

- ・話し方・聴き方
- ・正しい姿勢
- ・始業、終業時のあいさつ
- ・学習用具の統一、基準の明確化

(3) 学級集団作り

- ・話し合い活動の充実
- ・温かい人間関係づくり

(4) 児童活動（特別活動）の充実

- ・委員会活動の充実
- ・児童会行事の主体的運営
- ・学校行事への主体的な関わりの推進

(5) 人権教育、道徳教育の充実

- ・一人一人のよさや違いを認めあえる学習
- ・思いやりのある子の育成
- ・地域人材を生かした道徳授業の実践

(6) インターネットの正しい利用の仕方に関する授業の実施

- ・ケータイ、スマホ、パソコン、タブレット等の機器の適切な使い方の指導
- ・インターネットの適切な利用に関する指導
- ・情報の発信や受信に関するマナーや留意点の指導
- ・生徒指導だよりや学校ホームページでの保護者への啓発

6 いじめの早期発見

のある者と連携した対応を図る。

- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときには、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要と認めるときには、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに小松市教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。たとえ

不都合があったとしても、事実にはっきりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

9 年間計画

月	取り組み内容
4	児童会が児童会目標を設定 あいさつ運動開始
5	児童会目標を全校に伝達 運動会
6	児童会による“ひかりの言葉”を広める取り組み いじめアンケート 個別面談 いじめ対策アドバイザー訪問・学習会
10	きらきらプレイランド 児童会によるいじめゼロに向けた取り組み
11	人権集会 いじめアンケート 個別面談
通年	“ひかりの言葉”“ひかりの行動”に関するクラス毎の目標設定と振り返り（毎月末） 道徳教育の充実（保護者参加型・保護者からの感想の集約・授業参観での道徳授業） 児童理解の会（毎月1回） あいさつ運動

※“ひかりの言葉”“ひかりの行動”は、相手に対する思いやりのある言葉・行動として本校が定めた。